

商品概要説明書

リフォームローン（I型A）

（平成 25 年 3 月 25 日現在）

商品名	リフォームローン（I型A）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A の組合員の方。○当 J A の住宅ローンをご利用いただいている方または現在、住宅取得にかかるお借入のない方。○お借入時の年齢が満 20 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 76 歳未満の方。○前年度税込年収が 200 万円以上（正組合員の方は 150 万円以上）ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。○原則として、勤続（または営業）年数が 3 年以上の方。○団体信用生命共済に加入できる方。○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。○ J A の福祉対策の一環として、介護を必要とする高齢者や身体の不自由な家族のための既存住宅の増改築に対して融資する場合（対象資金を、以下「介護関連資金」という。）は、原則として、60 歳以上の高齢者や身体障害者等の介護をする 2 親等以内の親族の方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。（介護関連資金を含みます。） <p>（介護関連資金を除く住宅関連設備資金の対象例）</p> <ul style="list-style-type: none">①門、塀、車庫、物置。②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。⑥太陽光発電システム。⑦耐震改修工事費。⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。⑩その他住宅本体以外のもの。 <p>（介護関連資金の対象例）</p> <ul style="list-style-type: none">①段差の解消②手すりの設置③車いすが利用できる通行幅の確保④浴室・トイレの改造

	⑤その他介護関連資金の目的にかなうもの												
借入金額	○10万円以上1,000万円以内（10万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。												
借入期間	○1年以上15年以内とします。												
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライムレート）が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。												
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。												
担保	○不要です。 ただし、お借入金額が500万円超となる場合は、原則、ご融資対象物件に第1順位の抵当権を設定登記させていただきます。												
保証人	○当J Aが指定する保証機関（秋田県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。												
保証料	○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額100万円あたりの一括支払保証料（例）】 （お借入利率 年2.0%，保証料 年0.40%の場合） <table border="1" data-bbox="539 1899 1348 2000"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>2,160</td> <td>6,147</td> <td>10,126</td> <td>14,108</td> <td>20,073</td> </tr> </table>	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	保証料（円）	2,160	6,147	10,126	14,108	20,073
お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年								
保証料（円）	2,160	6,147	10,126	14,108	20,073								

団体信用生命共済	○当 J A 所定の団体信用生命共済にご加入いただきます。 なお、共済掛金は当 J A が負担いたします。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税別）が必要です。 ・借入残高1,000万円・・・・・・・・・・30,000円 ・借入残高500万円以上1,000万円未満・・20,000円 ・借入残高500万円未満・・・・・・・・・・10,000円 ただし、J A からの提案による全額繰上償還の場合は無料とする。 ○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は5,000円の取扱手数料（消費税別）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支所または金融共済部（電話：0185-25-4225）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県 J A バンク相談所（電話：018-864-2030）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部または秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。）
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 秋田みなみ